

第3次地域管理経営計画書

第3次国有林野施業実施計画書

(豊田森林計画区)

(第一次変更計画)

計画期間 { 自 平成21年4月 1日
至 平成26年3月31日 }

(変更年月 平成24年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画〕

| | |
|------------------------------|----------|
| はじめに | 1 |
| 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 | 1 |
| (1) 国有林野の管理経営の基本方針 | |
| イ 取扱いの基本的な考え方 | 1 |
| (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 | 2 |

〔国有林野施業実施計画〕

| | |
|--|----------|
| 2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量 | 6 |
| (6) 伐採総量 | 6 |

第3次地域管理経営計画（豊田森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

国有林の地域別の森林計画との調和を図るため記載内容を変更します。

【変更する内容】

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところです。

また、平成17年2月に発効した京都議定書の削減目標達成のための「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」や平成23年7月に変更された「森林・林業基本計画」の目標達成に必要な森林の整備等が重要な課題となっています。

本計画は「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにしたものであり、平成21年4月1日から平成26年3月31日までを計画期間とする計画です。

今後、この計画に基づいて国民各層の理解と協力を得ながら、豊田森林計画区における国有林野の管理経営を行います。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

イ 取扱いの基本的な考え方

国有林野の管理経営に当たっては、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切な管理経営を行うこととし、森林の取扱いについては、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮します。

具体的には、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する

施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保とともに、併せて、自然再生、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定源としての機能の発揮、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進します。

このため、国有林野を

- ・土砂流出・崩壊の防備、水源の涵養等安全で快適な国民生活の確保を第一の目的として管理経営すべき森林は「水土保持林」
- ・原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを第一の目的として管理経営すべき森林は「森林と人との共生林」
- ・環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを第一の目的として管理経営すべき森林は「資源の循環利用林」

の3つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じた管理経営を行います。

当計画区の機能類型別面積については以下のとおりであり、国有林野全面積が水源涵養保安林に指定されているなど、本計画区における森林の立地特性を反映し、「水土保持林」が全体の96%を占めています。

機能類型別の森林の面積

(単位：面積 ha、比率 %)

| 区 分 | 水 土 保 全 林 | 森 林 と 人 と の 共 生 林 | 資 源 の 循 環 利 用 林 | 合 計 |
|-----|-----------|----------------------|-----------------|-----|
| 面 積 | 227 | — | 9 | 236 |
| 比 率 | 96 | — | 4 | 100 |

また、平成23年7月に変更された「森林・林業基本計画」を踏まえ、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成など森林・林業再生プランの実現に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、山村の振興、海岸部の保安林の再生、住宅・公共施設の再建に必要な木材の安定供給、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくり等を推進します。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

また、林相の維持・改良等に必要施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域のニーズに応じて

必要な主伐を計画的に行い、木材を供給します。

ア 「水土保全林」に関する事項

「水土保全林」においては、山地災害防止機能、水源涵養機能等の水土保全に必要な森林の健全性の維持増進を図るため、伐期の長期化、針広混交林への誘導の推進を図るほか、適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、治山施設の計画的な配置に努めます。

「水土保全林」は国土保全タイプと水源涵養タイプに分けて取り扱います。

(ア) 国土保全タイプ

山地災害の恐れのある森林や気象害等による居住・産業活動に対する環境悪化を防備する働きが期待される森林等を対象として、

- ①根系が深くかつ広く発達し、下層植生を含む複数の層を有する多様な樹種で構成される森林
- ②気象害等に対して抵抗性の強い樹種で構成される森林
- ③必要に応じて土砂流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林

に誘導することを目標とします。

森林の整備に当たっては、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、健全な林分の育成に努めます。

なお、具体的な施業方法は、別紙「管理経営の指針」によります。

(イ) 水源涵養タイプ

水源涵養機能の維持向上が重要な国有林野を対象として、洪水緩和、渇水緩和、水質保全等水源涵養機能を発揮させるため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有しており、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林であり、林木の成長が旺盛な高蓄積な森林を目標とします。

森林の整備に当たっては、適切な管理経営に努め、浸透保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確立されるよう適切な間伐等の推進を図り、健全な林分の育成に努めます。

なお、具体的な施業方法は、別紙「管理経営の指針」によります。

「水土保全林」の面積の内訳

(単位：ha)

| 区 分 | 国土保全タイプ | 水源涵養タイプ | 計 |
|-----|---------|---------|-----|
| 面 積 | 55 | 172 | 227 |

イ 「森林と人との共生林」に関する事項

本計画計画区には、該当する国有林野はありません。

ウ 「資源の循環利用林」に関する事項

「資源の循環利用林」においては、森林の健全性を確保し、木材の需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、多様化する木材需要に応じた林木を育成するための適切な更新、保育及び間伐等を推進することにより木材資源の充実に努めます。

具体的には、

- ①林木の成長が旺盛で、その形質の良好な森林
- ②必要に応じて林業生産基盤が整備されている森林

に誘導することを目標として、渇水緩和や土砂崩壊防止等の公益的機能の維持増進や、二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発揮にも配慮しつつ、効率的な木材生産を行うよう努めます。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」によります。

「資源の循環利用林」の面積の内訳

(単位：ha)

| 区 分 | 林業生産活動の対象 | その他の産業活動の対象 | 計 |
|-----|-----------|-------------|---|
| 面 積 | 9 | — | 9 |

なお、機能類型と国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林の関係については、次表のとおりです。

| 機 能 類 型 | | 公 益 的 機 能 別 施 業 森 林 |
|-------------------------|---------------------------------|--|
| 水 土 保全林 | 国 土 保 全 タ イ プ | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>土砂流出崩壊防備</u> ・ <u>山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林</u> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u> |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>気象害防備</u> ・ <u>山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林</u> ・ <u>快適環境形成機能維持増進森林</u> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u> |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生活環境保全</u> ・ <u>快適環境形成機能維持増進森林</u> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u> |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水源涵養タイプ</u> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u> |
| 森 林 と 人 と の 共 生 林 | <u>自然維持タイプ</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保健文化機能維持増進森林</u> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u> |
| | <u>森林空間利用タイプ</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保健文化機能維持増進森林</u> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u> |
| <u>資源の循環利用林</u> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水源涵養機能維持増進森林</u> |

第3次国有林野施業実施計画（豊田森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

伐採計画について、市町村別内訳を追加します。

【変更する内容】

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(6) 伐採総量

機能類型等別の伐採量は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア))

なお、本表は、伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位：材積 m³、面積 ha)

| 区 分 | 林 地 | | | | | 林地 以外 | 合 計 | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|------------------|-------|------------------|-------|----------|-------|-------|-------|
| | 主 伐 | 間 伐 | 小 計 | 臨 時 伐採量 | 計 | | | | |
| 水 土 保 全 林 | 国土保全タイプ | — | — | — | — | 3,008 | — | 3,008 | |
| | 水 源 涵 養 タ イ プ | 天 然 林 | — | — | | | | | — |
| | | 分散伐区 | — | 3,008 | | | | | 3,008 |
| | | そ の 他 | — | — | | | | | — |
| | | 小 計 | — | (35.65) 3,008 | | | | | 3,008 |
| 計 | — | (35.65) 3,008 | 3,008 | — | — | — | — | | |
| 資 源 の 利 用 環 境 林 | スギ・ヒノキ 人工林中径材 | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 計 | — | — | — | — | — | — | — | |
| 合 計 | — | (35.65) 3,008 | 3,008 | — | 3,008 | — | 3,008 | | |
| 年 平 均 | — | (7.13) 602 | 602 | — | 602 | — | 602 | | |

注：()は、間伐面積

(再掲) 市町村別内訳

(単位：材積 m³、面積 ha)

| 区 分 | 林 地 | | | | | 林地 以外 | 合 計 |
|-------|-----|------------------|-------|------------|-------|----------|-------|
| | 主 伐 | 間 伐 | 小 計 | 臨 時 伐採量 | 計 | | |
| 下 関 市 | — | (35.65) 3,008 | 3,008 | / | / | / | / |
| 合 計 | — | (35.65) 3,008 | 3,008 | — | 3,008 | — | 3,008 |

注：1 市町村の内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含みません。

2 ()は、間伐面積